

令和3年度 寒河江市学校・家庭・地域連携協働推進事業費負担金交付要綱

(通則)

第1条 寒河江市学校・家庭・地域連携協働推進事業費負担金の交付については、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年7月1日規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めによる。

(交付の目的)

第2条 この負担金は、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（以下「地域学校協働活動」という。）を推進するため、市全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 負担金は、この事業の実施主体である寒河江市内の小中学校における校長等の教職員並びに保護者及び地域住民等の学校関係者で構成する団体（以下「地域学校協働本部」という。）が、地域学校協働活動を実施するために必要な経費のうち、負担金交付の対象として、市長が適当と認めるものについて交付する。

(負担金の額)

第4条 負担金の額は、予算の範囲内で、前条に定める経費のうち市長が必要かつ適当と認める額とする。

(負担金の交付申請)

第5条 負担金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式1）によって、市長が別に定める日までに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書（様式2）
- (2) 予算総括表（様式3）
- (3) 予算内訳表（様式4）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(概算払)

第6条 負担金の交付を受けようとする者は、負担金の概算払いの請求をしようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 市長は、負担金の交付を受けた者に対し地域学校協働活動の遂行の状況に関する必要な報告を求めることができる。

(実績報告)

第8条 負担金の交付を受けた者は、実績報告書(様式5)によって、市長が別に定める日までに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書(様式6)
- (2) 決算総括表(様式7)
- (3) 支出内訳表(様式8)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第9条 前条までに定めるもののほか、この負担金の交付について必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

令和3年度 寒河江市学校・家庭・地域連携協働推進事業 地域学校協働本部一覧

本 部 名	代表者名
寒河江小学校地域学校協働本部	白 林 和 夫
寒河江中部小学校地域学校協働本部	渡 辺 聡
南部小学校地域学校協働本部	茂 木 隆
西根小学校地域学校協働本部	原 田 浩 治
柴橋小学校地域学校協働本部	小 林 正 樹
高松小学校地域学校協働本部	井 上 信 宏
醍醐小学校地域学校協働本部	成 原 浩 之
白岩小学校地域学校協働本部	佐 竹 康 弘
三泉小学校地域学校協働本部	阿 部 仁 志
陵東中学校地域学校協働本部	横 山 和 弘
陵南中学校地域学校協働本部	山 口 義 博
陵西中学校地域学校協働本部	小 野 行 彦